

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで

私は、昭和47年4月に婚姻した後、前夫又はその父親が国民年金の加入手続を行い、役場でさかのぼって国民年金保険料を納付したと聞き、役場の領収印が押された領収証を見た記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年6月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年2月に払い出されたものと推認され、その時点で、当該期間は、現年度納付できる期間である上、申立人が記憶している領収証の様式は、役場で使用されていたものとほぼ一致することから、申立内容に不自然さは見られない。

また、当該期間は、10か月と比較的短期間である上、申立人の前夫は、当該期間を含む国民年金加入期間について国民年金保険料をほぼ完納しており、申立人の前夫又はその父親が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間のうち、昭和47年5月については、平成11年4月に国民年金の資格取得日が47年6月1日から同年5月26日に訂正されたことにより生じた未納期間であり、申立期間当時は、国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年6月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月4日から53年1月4日まで

私は、昭和52年1月4日から、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述及び申立人が提出した日記の記載内容から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び当時の同僚は、「当時、A社には、明らかに勤務形態が異なる1人を除き、申立人を含む6人が勤務していた。」旨を供述しており、オンライン記録によると、申立期間当時、A社では、申立人を除く5人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社での申立人の前任者及び当時の複数の同僚は、「A社では、ほぼ入社時から厚生年金保険に加入させてくれており、試用期間は無かった。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年1月の被保険者原票の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成6年4月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間の被保険者原票の健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に

係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和 53 年 1 月 4 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 52 年 1 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年6月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を40年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認める。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和41年6月1日から同年8月30日まで

私は、昭和40年4月1日から41年8月末ごろまで、A社に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和40年6月1日から雇用保険に加入していることが確認できる上、当時の複数の同僚は、「A社では、厚生年金保険と雇用保険は、同時期に加入させていた。」旨を供述している。

さらに、申立期間後に同社の代表取締役となった者からも、「私が知る限り、現場で雇用した臨時雇用者であっても、すぐに日雇労働者健康保険及び日雇労働者失業保険に加入させ、勤務開始からおおむね2か月後には、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていた。申立期間当時も、同様の取扱いであったと思う。」旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和40年6月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の被保険者原票の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成19年5月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和40年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年6月から同年11月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和40年4月1日から同年6月1日までの期間について、前述の同僚等の供述のとおり、A社は、勤務開始からおおむね2か月経過後に、厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させる取扱いであったと考えられる上、雇用保険の加入記録によると、当該期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

また、当時の同僚等からも、申立期間①のうち、昭和40年4月1日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られない。

- 3 申立期間②について、A社の被保険者原票を見ると、申立人は、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から間もない昭和41年6月15日に、健康保険証を返納した記録が確認できる上、雇用保険の加入記録によると、申立人は、41年5月30日に同社を離職していることが確認でき、申立期間②において申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

また、当時の同僚等からも、申立期間②における申立人の勤務形態及び厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られない。

- 4 このほか、申立人が、申立期間①のうち昭和40年4月1日から同年6月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和40年4月1日から同年6月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事業主からの届出により事後訂正が行われているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の額とされているが、申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は38万5,000円に、申立期間②は40万3,000円に、申立期間③は41万3,000円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月6日
② 平成18年7月5日
③ 平成19年7月5日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、事業主が、社会保険事務所（当時）に誤った標準賞与額を届け出たため、本来の賞与額よりも低い標準賞与額として記録されている。

A社では、誤りに気付き、平成21年12月に社会保険事務所へ訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、保険給付は行われない記録とされていることから、本来の賞与額に見合う保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初申立期間①は31万3,000円、申立期間②は32万6,000円、申立期間③は34万9,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月に、それぞれ38万5,000円、40万3,000円、41

万 3,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、A社が保管する給料台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事業主からの届出により事後訂正が行われているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の額とされているが、申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は28万8,000円に、申立期間②は29万6,000円に、申立期間③は30万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月6日
② 平成18年7月5日
③ 平成19年7月5日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、事業主が、社会保険事務所（当時）に誤った標準賞与額を届け出たため、本来の賞与額よりも低い標準賞与額として記録されている。

A社では、誤りに気付き、平成21年12月に社会保険事務所へ訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、保険給付は行われぬ記録とされていることから、本来の賞与額に見合う保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初申立期間①は23万4,000円、申立期間②は23万9,000円、申立期間③は25万3,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月に、それぞれ28万8,000円、29万6,000円、30

万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、A社が保管する給料台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事業主からの届出により事後訂正が行われているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の額とされているが、申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は32万9,000円に、申立期間②は33万6,000円に、申立期間③は35万5,000円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月6日
② 平成18年7月5日
③ 平成19年7月5日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、事業主が、社会保険事務所（当時）に誤った標準賞与額を届け出たため、本来の賞与額よりも低い標準賞与額として記録されている。

A社では、誤りに気付き、平成21年12月に社会保険事務所へ訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、保険給付は行われぬ記録とされていることから、本来の賞与額に見合う保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初申立期間①は26万7,000円、申立期間②は27万1,000円、申立期間③は29万9,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月に、それぞれ32万9,000円、33万6,000円、35

万 5,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、A社が保管する給料台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事業主からの届出により事後訂正が行われているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の額とされているが、申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は30万5,000円に、申立期間②は31万4,000円に、申立期間③は31万5,000円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月6日
② 平成18年7月5日
③ 平成19年7月5日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、事業主が、社会保険事務所（当時）に誤った標準賞与額を届け出たため、本来の賞与額よりも低い標準賞与額として記録されている。

A社では、誤りに気付き、平成21年12月に社会保険事務所へ訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、保険給付は行われない記録とされていることから、本来の賞与額に見合う保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初申立期間①は24万7,000円、申立期間②は25万3,000円、申立期間③は26万6,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月に、それぞれ30万5,000円、31万4,000円、31

万 5,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、A社が保管する給料台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

高知国民年金 事案 458

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、独身であったことから、30 歳になることを契機に、昭和 53 年 4 月ごろ、国民年金に加入し、それまでの未納分のうち、5 年分について 45 万円余りの金額を銀行から引き出して市役所で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 2 月ごろに払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び第 3 回特例納付によることとなるが、申立人は、納付書の種類、枚数等について記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人が納付していたと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した場合の金額とは大きく異なっている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 12 月まで

私は、昭和 46 年 4 月 20 日から 49 年 12 月まで、A 社に現場作業員として継続勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 47 年 8 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 47 年 7 月 13 日から 49 年 11 月 30 日まで、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 47 年 8 月 1 日に B 健康保険組合に加入していることが確認できる上、申立人と同様、同社に現場作業員として勤務し、かつ、オンライン記録により、47 年 8 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる申立人の次兄は、「当時、A 社の事務担当者から、同社が B 健康保険組合に加入することに伴い、C 種組合員について、説明を受けた記憶がある。」旨を供述している。

また、オンライン記録により、A 社が B 健康保険組合に加入した昭和 47 年 8 月 1 日に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 3 人（申立人を含む。）は、いずれも同社の現場作業員であり、47 年 8 月 1 日以降も同社で厚生年金保険に継続して加入している 2 人は、同社の事務職員であることが、それぞれ確認できることから、申立期間当時、同社では、B 健康保険組合への加入に際し、同社の現場作業員について、C 種組合員とするため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた上、給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで
② 昭和 33 年 8 月 26 日から 34 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 7 月 1 日から 34 年 7 月 31 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の加入期間が 31 年 7 月 1 日から 33 年 8 月 26 日とされ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の供述から判断して、申立人は、申立期間①において、A社に入社したことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人が同社に入社した時期を特定することはできない。

また、申立人が、A社に同時期に入社したとする同僚は、オンライン記録によると、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 32 年 2 月 20 日と、申立人の同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日の約 8 か月後に取得していることが確認できる上、オンライン記録により、申立人と同様、31 年 7 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「A社には、昭和 29 年に入社した。」旨を供述していることから、同社では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことがうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人は、「当時のA社の社長は、私が退社（昭和 34 年 7 月）してから約一年後に亡くなったことを覚えている。」旨を供述している。

しかし、商業登記簿謄本及びオンライン記録等によると、当時のA社の社長は、申立期間②中である、昭和 34 年 5 月 27 日に死亡したことが確認

できることから、申立人は、当時の同社の社長が死亡した時点において、同社に勤務していなかったことが推認できる。

また、当時の同僚からは、申立人の申立期間②における勤務状況についての供述は得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、昭和30年7月1日から31年7月1日までの期間及び33年8月26日から34年10月10日までの期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められないほか、当時の同僚等からも、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月ごろから 26 年 2 月ごろまで
私は、昭和 22 年 2 月ごろから 26 年 2 月ごろまで、A 社 B 出張所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社 B 出張所に勤務していた旨を主張している。

しかし、オンライン記録によると、A 社 B 出張所は、申立期間及びそれ以外の期間も含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録によると、A 社 B 出張所と名称が類似する複数の事業所が、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できることから、それぞれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない上、当該被保険者名簿により、申立期間当時、それぞれの事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚からは、同社 B 出張所が存在していたこと及び申立人の勤務状況についての供述は得られない。

さらに、申立人が氏名を記憶する所長及び主任は、オンライン記録によると、申立期間において、厚生年金保険に未加入であることが確認できる上、A 社 B 出張所と名称が類似する複数の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内

容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 56 年 7 月 1 日から 59 年 3 月 31 日まで、A 社に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社の B スイミングスクール発行の会報及び当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 社のスイミングスクール部門に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の複数の同僚は、A 社では、入社して数か月経過後に、厚生年金保険に加入させてもらった旨を、そのうちの 1 人は、厚生年金保険の加入について希望を聞かれた旨を供述しており、オンライン記録によると、申立人の後任者は、入社から 6 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の A 社での雇用保険加入期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、昭和 55 年 7 月 21 日から 58 年 3 月 21 日までの期間について、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、A 社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。